

カルビー健康保険組合並びに加入事業所が共同で実施する

健康診査事業の公表について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用——については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。カルビー健康保険組合では、健康診査事業について、加入事業所と共同実施し、健診データを共同利用しております。

したがって、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称——について、次のように公表いたします。

1. 加入事業所との健康診査事業の共同実施について

当組合では、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、加入事業所とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について

- 内科診察（問診と聴打診、既往歴および業務歴の調査、自覚症状および他覚症状の有無の検査）
- 身体計測
 - ・身長、体重、腹囲、BMI、肥満度
- 視力・聴力検査
- 胸部X線（直接撮影）
- 肺機能検査
 - ・%肺活量、一秒率
- 血圧測定
 - ・収縮期、拡張期
- 心電図検査
- 尿検査
 - ・蛋白、糖、潜血、沈渣、比重、PH
- 血清検査
 - ・尿素窒素、クレアチニン、e-GFR、CRP
- 胃部X線（直接撮影）または胃内視鏡検査またはABC検診
- 便潜血検査

5. 健診データの管理責任者について

健診データの管理責任者は、加入事業所の健診担当部門の責任者とカルビー健康保険組合の常務理事です。